

放火対策



全国で危険物を悪用した犯罪が発生しています。危険物は人目につかない場所で適切に保管し、放火されない環境づくりにご協力ください。

ガソリン購入時の注意点

ガソリンスタンドでは放火火災の発生抑止を図るため、下記3点の事項が義務化されました。

- ① **運転免許証等による本人確認**
- ② **使用目的の確認**
- ③ **販売記録の作成**

ご理解ご協力をお願いします。



危険物は、危険だ!!

危険物の適切な管理をお願いします

※ガソリン、灯油のほか、塗料なども消防法で規定する『危険物』に該当するものがあります。

保管量

危険物は保管量により規制されます

例えばガソリンや油性塗料（第四類第一石油類）などの極めて引火しやすい危険物を保管する場合は、消防法令により、次のとおり規制されます。

ガソリンの例



貯蔵・取扱場所において、みだりに火気を使用しないことや、常に整理、清掃を行うなどの基準に則した取扱いが必要です。



法令に基づき、一定の構造等の基準に適合し、事前に**消防機関に届け出る**か、市町村長等の**許可**を得る必要があります。

保管容器



UNマーク



KHKマーク(例)

危険物を貯蔵・運搬する場合は、上記マークの表示がある専用の消防法令適合品を使用してください。

灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶



消防法令に違反した場合、罰金などの罰則が科されることがあります

お問い合わせ 052-661-0119(名古屋市港消防署)